

国立印刷局規則第 1 1 号
改訂平 1 5 規則第 7 3 号
改訂平 1 5 規則第 7 5 号
改訂平 1 6 規則第 6 号
改訂平 1 6 規則第 1 2 号
改訂平 1 6 規則第 2 3 号
改訂平 1 7 規則第 7 号
改訂平 1 7 規則第 3 2 号
改訂平 1 8 規則第 1 号
改訂平 1 8 規則第 6 号
改訂平 1 8 規則第 2 3 号
改訂平 1 8 規則第 2 6 号
改訂平 1 9 規則第 1 2 号
改訂平 1 9 規則第 1 7 号
改訂平 1 9 規則第 3 6 号
改訂平 2 0 規則第 1 2 号
改訂平 2 0 規則第 1 7 号
改訂平 2 0 規則第 2 1 号
改訂平 2 1 規則第 5 号
改訂平 2 1 規則第 2 4 号
改訂平 2 2 規則第 5 号
改訂平 2 2 規則第 1 9 号
改訂平 2 3 規則第 1 1 号
改訂平 2 4 規則第 6 号
改訂平 2 4 規則第 1 4 号
改訂平 2 5 規則第 4 号
改訂平 2 5 規則第 1 3 号
改訂平 2 6 規則第 3 号
改訂平 2 6 規則第 1 1 号
改訂平 2 6 規則第 1 6 号
改訂平 2 6 規則第 2 1 号
改訂平 2 7 規則第 2 号
改訂平 2 7 規則第 2 8 号
改訂平 2 8 規則第 8 号
改訂平 2 8 規則第 1 5 号
改訂平 2 8 規則第 1 9 号
改訂平 2 8 規則第 2 6 号
改訂平 2 9 規則第 6 号
改訂平 3 0 規則第 2 号
改訂平 3 0 規則第 8 号

改訂平 3 1 規則第 3 号
改訂令 元 規則第 2 号
改訂令 元 規則第 5 号
改訂令 2 規則第 3 号
改訂令 3 規則第 6 号
改訂令 4 規則第 5 号
改訂令 4 規則第 1 6 号
改訂令 5 規則第 1 1 号
改訂令 5 規則第 1 7 号
改訂令 6 規則第 2 号

独立行政法人国立印刷局職員給与規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第57条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員の給与に関する事項については、別に定める。

(給与の支給)

第2条 給与は、現金で直接その職員に支給しなければならない。

- 2 いかなる給与も、この規則に基づかずに職員に対して支給してはならない。
- 3 何人も、法律若しくはその委任に基づく命令によって特に認められた場合及び別に定める場合のほかは、職員の給与からその職員が支払うべき金額を差し引き又は差し引かせてはならない。
- 4 給与は、給与簿に基づいて支給しなければならない。給与簿に関し必要な事項は、本局管理部長が別に定める。
- 5 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与支給義務者)

第3条 給与支給義務者は、理事長とする。

(職群及び等級)

第4条 職務は、その種類等に基づいて職群に分類し、各職群は、その職務に含まれる複雑、困難及び責任の度等に基づき等級に分類するものとする。

- 2 前項の職群及び等級の分類基準は、職群分類基準表（別表第1）及び等級別標準職務表（別表第2）に定めるところによる。

(職員の格付)

第5条 職員（第6条に定める職員を除く。）は、その担当する職務により、いずれかの職群及び等級に格付されるものとする。

- 2 国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「公務員法」という。）第60条の2

第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の職群及び等級の格付については、その担当する職務のほか、定年前再任用短時間勤務職員として採用される前の職員として担当した職務を考慮するものとする。

（格付されない職員）

第6条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の給与に関しては、第5章に定めるところによる。

第2章 俸給

（俸給）

第7条 俸給は、その職務の種類、困難性、責任の度及び技能の修熟度その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第8条 俸給は、独立行政法人国立印刷局職員勤務時間・休暇等規則（平成17年規則第6号。以下「勤務時間規則」という。）第4条及び第5条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この規則に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、役職手当、超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び奨励手当を除いた全額とする。

（俸給表）

第9条 俸給表（別表第3）の適用範囲は、各俸給表に定めるところによる。

2 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額、前項の規定にかかわらず、俸給表に定める基準俸給月額に、勤務時間規則第4条第1項第3号に規定するその者の1週間当たりの正規の勤務時間を同項本文に規定する1週間当たりの正規の勤務時間で除して得た数（以下「時間割合」という。）を乗じて得た額とする。

3 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第1項の規定にかかわらず、その者の受ける号俸に応じた俸給月額（最高号俸の額を超える俸給月額を受けている者については、その者の受ける俸給月額）に勤務時間規則第4条第1項第4号に規定するその者の1週間当たりの正規の勤務時間を同項本文に規定する1週間当たりの正規の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（初任給等）

第10条 新たに職員となる者の職群及び等級は、第4条の規定による職群分類基準表及び等級別標準職務表に定めるもののほか、別に定める等級別資格基準表に定めるところに従い、その者の職務と資格に応じて決定する。

2 前項の者の号俸は、前項の規定により決定された職群及び等級に適用される俸給表の号俸のうち、その者の資格に応じて別に定める初任給基準表に掲げる号俸とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、別に定めるところにより任命権の委任を受けた者（以下「任命権者」という。）は、別に定めるところにより、その号俸より上位の俸給月額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当するものから引き続いて職員となった者については、任命権者は、前項の規定にかかわらず、その者の職員となった日の前日に受けていた俸給月額（これに相当するものを含む。）及び他の職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより、その者の俸給月額を決定することができる。

- 一 この規則の適用を受けない国家公務員
- 二 地方公務員
- 三 その他前各号に準ずると認める者
（昇格等）

第11条 職員の昇格（職員の等級を同一職群における上位の等級に変更する場合をいう。以下同じ。）は、第4条の規定による等級別標準職務表及び別に定める等級別資格基準表に定める資格及び要件を有する者であつて、良好な成績で勤務した者について行うことができる。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤若しくは死亡し、又は著しい障害の状態となった場合は、前項の規定にかかわらず、任命権者は、あらかじめ理事長の承認を得て、昇格させることができる。

3 前2項の規定により職員を昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に定める俸給月額とする。

- 一 昇格した等級に適用される俸給表に昇格した日の前日に受けていた俸給月額と同額の号俸があるときは、その号俸に、同額の号俸がないときは、その直近上位の額の号俸に昇格加算号数表（イ）（別表第4）の加算号数欄に掲げる号数を加算した号俸とする。
- 二 前号の同額の号俸がないときにおいて、最低号俸の額に達しないときは、前号の「その直近上位の額の号俸」とあるのは「最低号俸」と読み替えるものとする。
- 三 第1号の同額の号俸がないときにおいて、最高号俸の額を超えているときは、別に定める俸給月額とする。

4 職員を昇格加算号数表（ロ）（別表第5）の適用区分欄に掲げる昇任をさせた場合におけるその者の俸給月額は、その前日に受けていた俸給表の号俸に、同表の加算号数欄に掲げる号数を加算した号俸の俸給月額とする。

（降 格）

第12条 職員の降格（職員の等級を同一職群における下位の等級に変更することをいう。以下同じ。）は、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）に伴う場合のほか、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合、その他本人の責に帰すべき事由等がある場合に行うことができるものとする。

2 職員を降格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に定める俸給月額とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸が、降格した等級に適用される俸給表の号俸のうちにあるときは、その額の号俸とする。
- 二 降格した日の前日に受けていた俸給月額が、降格した等級に適用される俸給表にないときは、直近下位の額の号俸。ただし、異動後昇給するまでの間、降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の俸給月額とすることができる。

3 前項の規定により定められる職員の俸給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、任命権者は、あらかじめ理事長の承認を得て、

その者の俸給月額を決定することができる。

(初任給基準を異にする場合等の異動)

第13条 職員を一の官職から、別に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の官職に異動させる場合及び職員を一の官職から職群を異にして他の官職に異動させる場合の等級は、第4条の規定による等級別標準職務表及び別に定める等級別資格基準表に定めるところに従い、その者の職務と資格に応じて決定する。

2 前項の規定により職員の等級を決定した場合におけるその者の俸給月額は、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、その者が異動した日の前日に受けていた俸給月額を下回らない範囲内において別に定めるところにより決定する。

(定期昇給等)

第14条 職員の昇給は、毎年4月1日(以下「定期昇給日」という。)に前年の4月1日からその年の3月31日までを勤務成績判定期間として、その期間における勤務成績に応じて4号を標準号数として実施する。ただし、前年の4月2日以降に新たに職員となった者の勤務成績判定期間は、職員となった日からその直後の定期昇給日の前日までの期間とし、その期間及びその期間における勤務成績に応じて昇給させる号数を決定するものとする。

2 前項の規定は、定期昇給日において60歳以上の職員には適用しない。

3 第1項の場合において、最高号俸以上の俸給月額を受けている者については、最高号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額の2分の1を1号として特に昇給させることができるものとし、最高号俸に達しない号俸から昇給する場合において、昇給後の俸給月額が最高号俸の額を超える部分についてもこれに同じとする。

4 負傷若しくは疾病(公務上の負傷若しくは疾病又は国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条の2に規定する通勤(以下第29条第3項第2号、第44条第1項及び第45条第1項において単に「通勤」という。)による負傷若しくは疾病を除く。)による休職若しくは休暇のため勤務しなかった職員、介護休暇のため勤務しなかった職員、行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第7条第1項ただし書の規定に基づき組合の役員として組合の業務に専ら従事する許可(以下「専従許可」という。)を与えられた職員、育児休業法第3条の規定により育児休業をした職員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第2条第5項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をした職員又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第2条第4項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をした職員が、復職し、再び勤務するに至り、又は職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、再び勤務するに至り、又は職務に復帰した日以後において、別に定めるところにより、その者の俸給を調整することができる。

(特別昇給)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任命権者は、前条に規定するものの以外に特に昇給させることができる。

一 勤務成績が特に優秀であるとき

二 研修に参加し、その研修成績が特に優秀であるとき

- 三 功績が極めて顕著であることにより表彰を受けたとき
- 四 組織の改廃等により廃職又は過員を生じた結果退職するとき
- 五 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤若しくは死亡し、又は著しい障害の状態となったとき
- 六 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき

2 前項の場合において、最高号俸以上の俸給月額を受けている者については、最高号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額を1号として特に昇給させることができるものとし、最高号俸に達しない号俸から昇給する場合において、昇給後の俸給月額が最高号俸の額を超える部分についてもこれに同じとする。

(俸給の支給方法)

第16条 俸給は、毎月1回、その月の俸給の全額を支給する。

2 俸給の支給日は、その月の18日とする。この場合、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「祝日」という。)

(勤務日の変更により土曜日扱い、日曜日扱い又は祝日扱いとなる日を含む。以下同じ。)に当たるときは、その直前の土曜日、日曜日又は祝日でない日に支給する。

第17条 新たに職員となった者にはその日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員等(第10条第3項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間規則第13条第1項第1号及び第2項から第6項までに規定する休日(以下「勤務を要しない日」という。)日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算(以下「日割計算」という。)により算出するものとする。

5 俸給の支給日後において新たに職員となった者及び俸給支給日前において離職し、又は死亡した職員には、その際俸給を支給する。

6 職員が月の初日以外の日から休職にされ、停職にされ、専従許可を与えられ、若しくは育児休業若しくは自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業を始めた場合又は休職、停職、専従許可の有効期間の終了若しくは育児休業若しくは自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業の終了により復職し、若しくは職務に復帰した場合におけるその給与期間の俸給は日割計算により支給する。この場合、俸給の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

(非常の場合の俸給の支給)

第18条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため俸給を請求した場合には、俸給の支給日前であっても請求の日までの俸給を日割計算により、その際支給する。

(調整加給)

第19条 職員の担当する職務が、その格付されている職群及び等級又はその適用される俸

給表に属する他の職務に比して著しい特殊性があると認められるものに対し調整加給を支給する。

2 前項に定める調整加給の支給を受ける職員及び支給額については、調整加給表（別表第6）に定めるところによる。

3 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の調整加給の支給額は、前項の規定にかかわらず、調整加給表に定める額に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては時間割合を、育児短時間勤務職員にあつては算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（研修期間中の職員の俸給）

第20条 研修期間中の職員の俸給は、研修直前の職務にあるものとみなして決定する。

第3章 手 当

（初任給調整手当）

第21条 初任給調整手当は、医療職群の適用を受ける職員として新たに採用された職員に対し、月額80,000円を超えない範囲内で別に定める額を支給する。

第22条 削除

（扶養手当）

第23条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号に係る扶養手当は、俸給表Lの適用を受ける職員（以下「俸給表L職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号の扶養親族については5,000円（俸給表Kの適用を受ける職員（以下「俸給表K職員」という。）にあつては2,500円）、同項第2号の扶養親族については一人につき7,700円、その他の扶養親族については一人につき1,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、2,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出及び支給方法）

第24条 新たに職員となった者に扶養親族（俸給表L職員にあつては前条第2項第1号に規定する扶養親族を除く。）がある場合、俸給表L職員から俸給表L以外の俸給表の適用を受ける職員（以下「俸給表L以外職員」という。）となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を給与支給義務者に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（俸給表L職員に扶養親族たる配偶者の要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び俸給表L職員に扶養親族たる配偶者の要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（俸給表L職員にあつては前条第2項第1号に規定する扶養親族を除く。）がある場合においてはその者が職員となった日、俸給表L職員から俸給表L以外職員となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合において、その職員に前条第2項第2号から第5号までの扶養親族（以下「扶養親族たる子等」という。）で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が俸給表L以外職員となった日、職員に扶養親族（俸給表L職員にあつては前条第2項第1号に規定する扶養親族を除く。）で前項の規定による届出に係るものがない場合において、その職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、俸給表L以外職員から俸給表L職員になった職員に扶養親族たる配偶者で前項の規定による届出に係るものがある場合において、その職員に扶養親族たる子等で前項の規定による届出に係るものがないときは職員が俸給表L職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（俸給表L職員にあつては前条第2項第1号に規定する扶養親族を除く。）で前項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員の扶養親族に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（俸給表L職員にあつては前条第2項第1号に規定する扶養親族を除く。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる子等で第1項の規定による届出に係るものがある俸給表L職員が俸給表L以外職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るものがある俸給表K職員が俸給表K及びL以外の俸給表の適用を受ける職員（以下「俸給表K及びL以外職員」という。）となった場合

- 五 扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子等で同項の規定による届出に係るものがある職員で俸給表L以外職員が俸給表L職員となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るものがある職員で、俸給表K及びL以外職員が俸給表K職員となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第25条 地域手当は、次の各号に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

- 一 東京都特別区
- 二 埼玉県さいたま市
- 三 神奈川県小田原市
- 四 静岡県静岡市
- 五 滋賀県彦根市
- 六 岡山県岡山市

2 地域手当の月額、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 前項第1号に掲げる地域 100分の12
- 二 前項第2号に掲げる地域 100分の9
- 三 前項第3号に掲げる地域 100分の6
- 四 前項第4号及び第5号に掲げる地域 100分の3.6
- 五 前項第6号に掲げる地域 100分の2.5

3 第1項各号に掲げる地域に在勤する職員が、地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）が異なる地域に異動した場合（当該異動の前日に在勤していた地域と同一の地域手当の支給割合の地域に引き続き6か月を超えて在勤している場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が第1項に定める地域に該当しないこととなる時は、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過するまでの期間 当該異動の前日に在勤していた地域に在勤するものとした場合に適用される前項の支給割合
- 二 当該異動の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。）前号に掲げる支給割合に100分の80を乗じた割合

4 第1項第1号に掲げる地域以外の地域に在勤する医療職群に格付される職員については、当分の間、前3項の規定にかかわらず、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

5 前3項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

(広域異動手当)

第25条の2 職員が地域手当の支給割合が異なる地域に異動した場合又は在勤する機関(本局並びに研究所及び工場をいう。以下同じ。)が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき、別に定めるところにより算定した機関間の距離(異動等の日の前日に在勤していた機関の所在地と当該異動等の直後に在勤する機関の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と機関との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する機関の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と機関との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と機関との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に当該異動等に係る機関間の距離の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の前日に在勤していた機関への異動等が予定されている場合その他広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りではない。

一 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

二 300キロメートル以上 100分の10

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により、前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなる者については、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては、当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては、当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間、当該再異動等に係る広域異動手当は、支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第25条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給額は、前2項の規定による広域異動手当の支給額から当該地域手当の支給額を減じた額とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が、当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

4 前3項の規定による広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の月額とする。

(住居手当)

第26条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(以下「借家

借間者」という。)。ただし、別に定める職員を除く。

二 第28条第1項又は第3項の規定に基づき、単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「単身赴任者の配偶者等」という。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員（以下「単身赴任者の配偶者等の借家借間者」という。）。ただし、別に定める職員を除く。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 借家借間者

次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 単身赴任者の配偶者等の借家借間者

前号の規定により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。（通勤手当）

第27条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用し得る経路のうち、最短の経路の長さによるものとする。以下同じ。）が、片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下この項及び次項において「交通用具」という。）を使用することを常例とする職員（交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、交通用具を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である者を除く。）

四 前3号に掲げる職員以外の職員で、人事院規則16-0（職員の災害補償）別表第5に掲げる障害に属する程度のものであって、歩行することが著しく困難なため、通勤するために交通機関等を利用し、かつ、運賃等を負担する又は交通用具を使用することを常例とする職員

- 2 通勤手当の支給の単位は、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（交通用具に係る通勤手当にあっては、1か月。以下「支給単位期間」という。）とし、支給単位期間の通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第1号及び第4号に掲げる職員のうち交通機関等を利用する職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - 二 前項第2号及び第4号に掲げる職員のうち交通用具を使用する職員 支給単位期間につき、31,600円を超えない範囲内で片道の通勤距離の区分に応じ別に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの平均通勤回数が10回に満たない者にあつては、別に定める額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）
 - 三 前項第3号及び第4号に掲げる職員のうち交通機関等を利用し、かつ、交通用具を使用する職員 前2号に定める額の合計額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 3 機関を異にする異動等により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特急料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、支給単位期間につき、新幹線鉄道等を利用する経路で算出した前項に定める額に、当該支給単位期間の通勤に要する特急料金等の2分の1に相当する額を加算した額とする。ただし、当該加算額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特急料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特急料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特急料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該

職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の第16条第2項に定める俸給の支給日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等の理由のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。
（単身赴任手当）

第28条 単身赴任手当は、機関を異にする異動又は在勤する機関の移転に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は機関の移転の直前の住居から当該異動又は機関の移転の直後に在勤する機関に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する機関に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じ別に定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員についても、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（管理職手当）

第29条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に指定する官職にある職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額額は、職務の等級における最高の号俸の俸給月額額の100分の25を超えない範囲内において別に定める。
- 3 管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。
 - 一 外国に出張中の場合
 - 二 勤務しなかった場合。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合を除く。

（役職手当）

第29条の2 役職手当は、指定職群、一般職群及び技術職群に格付けられる職員のうち、他の職員を指揮する地位にある職員（当該職員に相当する責任を持って業務を遂行する職員を含み、また、前条第1項に規定する官職にある職員を除く。）のうち別に指定する官職にある職員に支給する。

- 2 役職手当の月額額は、職務の等級における最高の号俸の俸給月額額の100分の16を超えない範囲内において別に定める。
- 3 前条第3項の規定は、役職手当に準用する。

(超過勤務手当)

第30条 超過勤務手当は、職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。

2 前項の規定は、勤務時間規則第13条第1項第2号から第4号までに規定する休日（以下「祝日等の休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられて、勤務した場合について準用する。

3 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第43条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合（第1号及び第3号においては、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

一 第1項に掲げる勤務のうち、正規の勤務時間が割り振られた日（前項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

二 前項に掲げる勤務 100分の135

三 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

4 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の規定の適用については、次項に掲げる場合を除き、同号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

5 第3項第1号及び第3号並びに次項に掲げる勤務の時間の合計が1か月について60時間を越えた場合において、その超えた時間の勤務に対する第3項第1号及び第3号の規定の適用については、第3項第1号中「100分の125」とあり、及び同項第3号中「100分の135」とあるのは「100分の150」とし、次項の規定の適用については、同項中「第3項第1号に掲げる割合（当該振り替えた日が祝日等の休日であるときは第2項の規定にかかわらず第3項第2号に掲げる割合）」とあるのは「100分の150」とする。

6 調整加給表（別表第6）に定める警備職員の調整加給の支給を受ける職員及び勤務時間規則第3条第9号に規定する職員が、勤務時間規則第15条の規定に基づき勤務を要しない日を勤務を要する日に振り替えた場合であって、当該振り替えた日における正規の勤務時間において7時間45分を超えて勤務したときは、当該超えた勤務1時間につき、第43条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第3項第1号に掲げる割合（当該振り替えた日が祝日等の休日であるときは第2項の規定にかかわらず第3項第2号に掲げる割合）を乗じて得た額を支給する。

(夜勤手当)

第31条 夜勤手当は、職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、第29条第1項の別に指定する官職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として別に定める職員（以下「特定管理職員」という。）が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して支給する。

3 夜勤手当の額は、勤務1時間につき、第43条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。ただし、前項の規定により支給する職員の

勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の現日数から勤務時間規則第13条第1項に規定する休日を除いた日数に、7.75を乗じたもので除した額とする。

第32条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第33条 特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日等の休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、特定管理職員に対し12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(超過勤務手当に関する規定の適用除外)

第34条 第30条の規定は、特定管理職員には適用しない。

(特殊勤務手当)

第35条 特殊勤務手当は、著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、別に定めるところにより支給する。

第36条 削除

(期末手当)

第37条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下本条から第39条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれその日に在職する職員に対し、別に定める日(次条及び第39条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で別に定めるものについても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、それぞれの基準日における別に定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、期末手当支給割合表(別表第7)に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給の月額、扶養手当の月額並びに俸給月額と扶養手当の月額との合計額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に官職の職制上の段階等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあつては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 育児短時間勤務職員に関する前2項の規定の適用については、これらの規定中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額」とし、これによる読替え後の俸給の月額を算出率で除して得た額又は俸給月額を算出率で除して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に係る期末手当の支給日の前日までの間に公務員法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に係る期末手当の支給日の前日までの間に公務員法第76条の規定により失職した職員

三 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に係る期末手当の支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第39条 給与支給義務者は、支給日に期末手当を給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、公務員法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 給与支給義務者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、給与支給義務者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 給与支給義務者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求については、一時差止処分は公務員法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。

（奨励手当）

- 第40条 奨励手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれその日に在職する職員に対し、別に定める日に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で別に定めるものについても同様とする。
- 2 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、それぞれの基準日における別に定める基準により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、奨励手当の支給総額は、前項の職員の奨励手当基礎額にそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に別に定める割合を乗じて得た額の総額を超えないものとする。
- 3 前項の奨励手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第37条第4項の規定（同条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）は、第2項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において同条第4項中「前項」とあるのは、「第40条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場合において、第38条中「前条第1項」とあるのは「第40条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第40条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 6 育児短時間勤務職員に関する第3項の規定の適用については、同項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額

を算出率で除して得た額」とし、これによる読替え後の俸給の月額を算出率で除して得た額又は俸給月額を算出率で除して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(手当の支給方法)

第41条 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び役職手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。

2 職員が、月の中途において一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける常勤の国家公務員となった場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、前項の規定にかかわらずその月分を支給する。

3 超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当は、一の月の分を次の月における俸給の支給日に支給する。この場合、第16条第2項後段、第17条及び第18条の規定を準用する。

第4章 給与の減額等

(給与の減額)

第42条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日等の休日である場合、勤務時間規則第19条第1号に規定する休暇による場合、その他その勤務しないことについて減額しないことの承認を与えられた場合を除き、その勤務しない1時間につき次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第43条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を勤務時間規則第4条に規定する1週間当たりの正規の勤務時間数に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

2 第30条第3項及び第31条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、初任給調整手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の現日数から勤務時間規則第13条第1項に規定する休日を除いた日数に7.75を乗じたもの(次項において「当該年度の時間数」という。)で除して得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の第30条第3項及び第31条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、俸給の月額、俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、初任給調整手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の時間数に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては時間割合を、育児短時間勤務職員にあつては算出率を乗じたもので除して得た額とする。

(長期休養者の俸給の減額)

第44条 職員が負傷又は疾病による病気休暇の開始の日から起算して引き続き90日を超えて勤務しないときは、第42条の規定にかかわらず、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、俸給の月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額のそれぞれ2分の1を減額する。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合を除く。

2 前項に規定する「引き続き90日を超えて勤務しない」期間の算定は、勤務時間規則第

22条の規定による病気休暇の期間の取扱いの例によるものとする。

(休職者の給与)

第45条 職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間中、これに俸給、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当、役職手当、期末手当及び奨励手当の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患等（結核性疾患及び特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号）別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3に掲げる対象疾患（都道府県の認定を受けたものに限る。）をいう。）にかかり、公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を、その休職の期間が満2年を超えて満3年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の40を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が公務員法第79条第2号に掲げる事由に該当して休職にされた場合には、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条の規定に該当して休職にされた場合は、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項から前項までの規定の適用を受ける職員には、別に定めるところにより、期末手当を支給することができる。

7 休職にされた職員には、前各項に規定する給与以外のいかなる給与も支給しない。

8 第6項に規定する期末手当の支給については、第38条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第38条中「前条第1項」とあるのは「第45条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業職員の給与)

第46条 育児休業法第3条の規定により育児休業をしている期間については、次の各号に定める場合を除き給与を支給しない。

一 第37条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

二 第40条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る奨励手当を支給する。

(自己啓発等休業職員の給与)

第46条の2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業職員の給与)

第46条の3 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(定年前再任用短時間勤務職員の適用除外)

第47条 第10条、第11条第2項から第4項まで、第12条第2項及び第3項、第13条から第15条まで、第21条から第24条まで、第25条第3項及び第4項並びに第26条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第5章 非常勤職員の給与

第48条 削除

(非常勤職員の給与)

第49条 第6条に掲げる非常勤職員の給与は、別に定めるところにより、職務の内容及び常時勤務する職員の給与との権衡を考慮して、任命権者が定める。

2 前項に規定する給与は、超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

3 非常勤職員には、第1項に規定するもののほか、別に定めるところにより、職務の内容及び常時勤務する職員の給与との権衡を考慮して、超過勤務手当及び夜勤手当に相当する手当を支給し、通勤手当及び特殊勤務手当に相当する手当を支給することができる。

4 非常勤職員には、第1項及び前項に規定するもののほか、別に定めるところにより、期末手当及び奨励手当に相当する手当を支給することができる。

5 前項に規定する期末手当及び奨励手当に相当する手当の支給については、第38条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第38条中「前条第1項」とあるのは「第49条第4項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第50条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となったものであって、印刷局の成立の前日において廃止前の印刷局職員給与規程（昭和33年訓令第8号。以下「旧規程」という。）第1条に規定する職員であった者の給与に関する事項は、印刷局の成立の日において第1条に規定する職員の給与に関する事項に相当するものとみなす。この場合において、旧規程の給与に関する事項は、印刷局の成立の時において印刷局が承継する。

3 病院及び健康管理センターの部長の職務経験を有する診療所長の調整加給については、別表第6にかかわらず、理事長の承認を得て、58,000円（育児短時間勤務職員にあっては、これに算出率を乗じて得た額）の調整加給を支給することができる。

4 平成15年6月に支給する期末手当に関するこの規則の適用については、第37条第2項及び第46条第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、別表第11期末手当支給割合表中

「

6か月

5か月以上6か月未満
3か月以上5か月未満
3か月未満

とあるのは

「

3か月
2か月15日以上3か月未満
1か月15日以上2か月15日未満
1か月15日未満

とする。

」

附 則（平成15年7月7日一部改正）

この規則は、平成15年7月7日から施行する。

附 則（平成15年8月26日一部改正）

（施行日）

- この規則は、平成15年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（号俸職員の俸給の切替え）
- 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による俸給表（以下「旧俸給表」という。）に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による俸給表（以下「新俸給表」という。）における号俸は、改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸と同じ号数の号俸とする。
（俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等）
- 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により受ける俸給月額に、その者に適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額とその最高号俸に対応する新俸給表の俸給月額との差額を加算した額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。
（厚生業務職員の基本給月額の切替え）
- 厚生業務職員基本給表の適用を受ける職員の基本給月額の切替えについては、附則第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「俸給月額」とあるのは「基本給月額」と読み替えるものとする。
（年齢別基準等による調整措置）
- 年齢、勤続年数等による俸給の調整については、別に定めるところにより行うことができる。
（切替えに伴う調整措置）
- 適用日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。
（実施細目）

7 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が別に定める。

附 則（平成16年2月20日一部改正）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日一部改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月26日一部改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月3日一部改正）

（施行日）

1 この規則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（俸給の切替え）

2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則による俸給表の号俸及び俸給月額から改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規程」という。）による俸給表の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等の実施前に行う。

（この規則の施行に伴う調整措置）

3 施行日前において実施した初任給の決定、昇任、昇格、職群を異にする異動等について、改正後の規程に基づき実施した場合と比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、前項による切替え後の号俸及び俸給月額に必要な調整を行うことができる。

（暫定調整額）

4 前2項を適用後に受けるべき俸給月額が、施行日の前日において受けるべき俸給月額を下回る場合には、当分の間、当該差額の範囲内で、暫定調整額を支給する。

5 暫定調整額は、第11条から第15条までの規定を除き、俸給月額の一部として取り扱うものとする。

（施行日の昇任又は昇格）

6 施行日に昇任又は昇格させる場合において、第11条第3項第1号中「昇格した日の前日に受けていた」及び同条第4項中「その前日に受けていた」とあるのは、「施行日において独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第7号）附則第2項及び第3項の適用後に受けることとなる」と読み替えるものとする。

（厚生業務職員の基本給月額の切替え）

7 厚生業務職員基本給表の適用を受ける職員の基本給月額の切替えについては、附則第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第2項中「俸給月額」とあるのは「基本給月額」と、「昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等」とあるのは「定期昇給、特別昇給等」と読み替えるものとする。

（調整手当の経過措置）

8 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則第25条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給については、なお従前の例による。

（補則）

9 この規則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年7月21日一部改正）

この規則中第1条は平成17年7月31日から、第2条は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月10日一部改正）

この規則は、平成18年1月16日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

（施行日）

1 この規則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（俸給の切替え）

2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による俸給表（以下「旧俸給表」という。）の号俸及び俸給月額から改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による俸給表（以下「新俸給表」という。）の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等の実施前に行う。

（号俸職員の俸給の切替え）

3 施行日において、旧俸給表に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の新俸給表における号俸は、改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸と同じ号数の号俸とする。

（俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等）

4 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により受ける俸給月額に、その者が適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額とその最高号俸に対応する新俸給表の俸給月額との差額を減算した額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。

（切替えに伴う調整措置）

5 施行日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

（施行日の昇任又は昇格）

6 施行日に昇任又は昇格させる場合において、第11条第3項第1号中「昇格した日の前日に受けていた」及び同条第4項中「その前日に受けていた」とあるのは、「施行日において独立行政法人国立印刷局職員給与規則等の一部を改正する規則（平成18年規則第6号）附則第2項から第5項までの規定の適用後に受けることとなる」と読み替えるものとする。

（地域手当に係る経過措置）

7 平成22年3月31日までの間における独立行政法人国立印刷局職員給与規則等の一部を改正する規則（平成19年規則第12号）による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（次項から第10項までにおいて「改正後の規則」という。）第25条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号及び同項中「100分の9」とあるのは「100分の9を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

- 8 改正後の規則第25条第1項第2号に定める地域に在勤する職員に係る地域手当の支給割合は、この項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、平成22年3月31日までの間、同条第2項に規定する地域手当の支給割合に、100分の1.5を超えない範囲内で別に定める割合を加えて得た割合とする。
- 9 改正後の規則第25条第1項第3号から第6号までに定める地域に在勤する職員に係る地域手当の支給割合は、この項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、平成22年3月31日までの間、同条第2項に規定する地域手当の支給割合に、100分の1を超えない範囲内で別に定める割合を加えて得た割合とする。
- 10 改正後の規則第25条第1項第2号から第6号までに定める地域に在勤する職員が、地域手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）が異なる地域に異動した場合（当該異動の前日に在勤していた地域と同一の地域手当の支給割合の地域に引き続き6か月を超えて在勤している場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が、前2項に定める支給割合に達しないこととなる時又は当該異動の直後に在勤する地域が同条第1項に定める地域に該当しないこととなる時は、平成22年3月31日までの間、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に在勤していた地域に在勤するものとした場合に前2項の規定により支給されることとなる地域手当を支給する。
- 11 この規則の施行の際現に改正前の規則第25条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給に関する改正後の規則第25条第3項の適用については、同項中「前項各号に掲げる割合」とあるのは「前項各号に掲げる割合（独立行政法人国立印刷局職員給与規則等の一部を改正する規則（平成18年規則第6号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第7項、第9項及び第10項の規定の適用を受ける場合は、同項適用後の割合）」と、「6か月を超えて在勤している場合」とあるのは「6か月を超えて在勤している場合（独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第7号）附則第8項の適用を受ける者を除く。）」と、「当該異動の日から3年を経過するまでの間」とあるのは「平成18年改正規則の施行日から当該異動の日の3年後の前日までの間」とする。
- 12 前5項に規定するもののほか、地域手当に関し必要な経過措置は、別に定める。
- 13 施行日の前日において、現に改正前の規則別表第6の電気主任技術者の項に規定する調整加給の支給を受けている者については、当分の間、改正前の規則別表第6の電気主任技術者の項に規定する調整加給（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員にあっては、その額に独立行政法人国立印刷局職員給与規則第9条第3項に規定する算出率を乗じて得た額）を支給する。
（実施細目）
- 14 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。
附 則（平成18年11月29日一部改正）
（施行日）
- 1 この規則は、平成19年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（俸給の切替え）

- 2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による等級、俸給表の号俸及び俸給月額から改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による等級、俸給表の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、特別昇給等の実施前に行う。
- 3 施行日において、改正前の規則により次の表の左欄に掲げる職群及び等級に格付けられ、同欄に掲げる俸給表の適用を受けていた職員（休職者等を含む。）は、次の表の右欄に掲げる改正後の規則の職群及び等級に格付けられ、同欄に掲げる俸給表の適用を受けるものとする。

改正前の規則			改正後の規則		
職群	等級	俸給表	職群	等級	俸給表
指定	特4	G1	指定	4	G
	4	G			
一般	2	B	一般	2	B
	3	A			
技能（一）	2	B	技能（一）	2	B
	3	A			
技能（二）	2	B	技能（二）	2	B
	3	A			
研究	特2	G1	研究	2	G
	2	G			
研究	6	B	研究	6	B
	7	A			

- 4 施行日において、改正前の規則による俸給表（以下「旧俸給表」という。）に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の改正後の規則による俸給表（以下「新俸給表」という。）における号俸は、改正前の規則により施行日の前日にその者が受ける号俸の俸給月額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額の号俸とする。
（俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等）
- 5 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により施行日の前日に受ける俸給月額と同額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。
（この規則の施行に伴う調整措置）
- 6 施行日前において実施した初任給の決定、昇任、昇格、職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施した場合と比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、附則第4項による切替え後の号俸及び俸給月額に必要な調整を行うことができる。
（補則）
- 7 この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。
附 則（平成18年11月30日一部改正）
この規則は、平成18年12月11日から施行する。

附 則（平成19年3月29日一部改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日一部改正）

この規則は、平成19年7月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月27日一部改正）

この規則は、平成19年12月27日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則（平成20年3月25日一部改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月2日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成20年9月2日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「給与規則」という。）及び第3条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則の規定は平成20年4月1日（以下「切替日」という。）から、第2条の規定による改正後の給与規則及び第4条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則の規定は平成20年4月2日から適用する。

（非常勤職員の手当額の改定）

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の給与規則第6条第2号に定める非常勤職員の手当額を改定することができる。

（俸給の切替えに伴う調整措置）

第3条 切替日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の給与規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を受けて所要の是正を行うことができる。

（実施細目）

第4条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

（給与の内払）

第5条 切替日以後に改正前の給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の給与規則による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年12月10日一部改正）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正）

（施行日）

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（施行に伴う調整措置）

第2条 施行日前において実施した昇格又は昇任等について、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

附 則（平成21年11月30日一部改正）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日一部改正）

(施行日)

第1条 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(特別な場合の地域手当の設定)

第2条 この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則第25条の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員について、同条第1項及び第2項が適用される職員との均衡上、地域手当を支給することが必要と認められる場合には、理事長はその地域及び地域手当の支給額を別に定めることができる。

附 則 (平成22年11月29日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第9条第1項を改める規定及び別表第3を改める規定は、平成23年4月1日から施行する。

(俸給月額の特例)

第2条 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間、俸給表J、俸給表K及び俸給表Lの適用を受ける職員（再任用職員を除く。以下「特定職員」という。）の俸給月額は、この規則による改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則別表第3にかかわらず、同表に規定されている俸給月額から次の表の俸給表及び号俸の区分に応じて掲げる額を減じて得た額とする。

俸給表	号 俸	金 額
J	1号俸	300円
	2号俸	400円
	3号俸から6号俸まで	500円
	7号俸から10号俸まで	600円
	11号俸から54号俸まで	700円
	55号俸から77号俸まで	800円
K	1号俸から30号俸まで	700円
	31号俸から69号俸まで	800円
L	1号俸から37号俸まで	900円

附 則 (平成23年3月29日一部改正)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日一部改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(施行に伴う調整措置)

第2条 施行日前において実施した昇格、昇任等について、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

附 則 (平成25年3月19日一部改正)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規則は、平成25年6月30日から施行する。

(実施細目)

第2条 この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

附 則 (平成26年2月18日一部改正)

この規則は、平成26年2月21日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日一部改正)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月2日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成26年9月2日から施行し、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）の別表第3の規定は平成26年4月1日（以下「切替日」という。）から適用し、別表第4の規定は平成26年4月2日から適用する。

(俸給の切替え)

第2条 切替日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による俸給表（以下「旧俸給表」という。）に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の改正後の規則による俸給表（以下「新俸給表」という。）における号俸は、改正前の規則により切替日にその者が受ける号俸と同じ号数の号俸とする。ただし、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の新俸給表における号俸は、当該各号に定めるところによる。

一 俸給表F 改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸の号数から4号減じた号数の号俸

二 俸給表G、I及びJ 改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸の号数から8号減じた号数の号俸

2 切替日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、切替日にその者が受ける俸給月額に、その者に適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額と前項の規定に基づく当該号俸に対応する新俸給表の号俸の俸給月額の差額を加算した額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。

(俸給の切替えに伴う調整措置)

第3条 切替日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を受けて所要の是正を行うことができる。

(非常勤職員の手当額の改定)

第4条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の給与規則第6条に定める非常勤職員の手当額を改定することができる。

(実施細目)

第5条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

(給与の内払)

第6条 切替日以後に改正前の規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (平成26年11月25日一部改正)

この規則は、平成26年11月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月17日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(俸給の切替え)

第2条 施行日において、この規則による改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正前の規則」という。)による俸給表(以下「旧俸給表」という。)の号俸及び俸給月額からこの規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)による俸給表(以下「新俸給表」という。)の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等の実施前に行う。

(号俸職員の俸給の切替え)

第3条 施行日において、旧俸給表に定める号俸を受ける職員(休職者等を含む。)の新俸給表における号俸は、改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸と同じ号俸とする。

(俸給の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等)

第4条 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により施行日の前日に受ける俸給月額にその者が適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額とその最高号俸に対応する新俸給表の俸給月額との差額を減算した額とする。

(この規則の施行に伴う調整措置)

第5条 施行日前において実施した昇格、昇任等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

(暫定調整額)

第6条 附則第2条から第5条までの規定の適用後に受けるべき俸給月額が、施行日の前日において受けるべき俸給月額を下回る場合には、平成30年3月31日までの間、当該差額の範囲内で、暫定調整額を支給する。

第7条 暫定調整額は、改正後の規則第11条から第15条までの規定を除き、俸給月額の一部として取り扱うものとする。

(施行日の昇任又は昇格)

第8条 施行日に昇任又は昇格させる場合において、改正後の規則第11条第3項第1号中「昇格した日の前日に受けていた」及び同条第4項中「その前日に受けていた」とあるのは「施行日において独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第2号)附則第2条から第5条までの規定の適用後に受けることとなる」と読み替えるものとする。

(地域手当に係る経過措置)

第9条 平成30年3月31日までの間における改正後の規則第25条第2項各号及び第4項の規定の適用については、第2項第1号及び第4項中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲で別に定める割合」と、同条第2項第2号中「100分の9」とあるのは「100分の9を超えない範囲で別に定める割合」と、同項第3号中「100分の6」とあるのは「100分の6を超えない範囲で別に定める割合」と、同項第4号中「100分の3.6」とあるのは「100分の3.6を超えない範囲で別に定める割合」とする。

第10条 この規則の施行の際現に改正前の規則第25条第3項の規定の適用を受けている職員には、同項の規定にかかわらず、当該適用に係る異動の日から3年を経過するまでの間、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る前条に規定する割合に当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 100分の100

二 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 100分の80

第11条 この規則の施行の際現に改正前の規則第25条第1項第2号から第6号までに掲げる地域に在勤し、平成24年4月2日から平成27年3月31日までの間に異なる同項各号に掲げる地域から異動した職員については、前2条の規定を準用する。

第12条 前3条に規定するもののほか、地域手当に関し必要な経過措置は、別に定める。

(広域異動手当に係る経過措置)

第13条 職員が平成24年4月2日から平成27年3月31日までの間にその在勤する機関を異にして異動した場合には、改正後の規則第25条の2の規定を適用し、広域異動手当を支給する。この場合において、改正後の規則第25条の2第1項中「当該異動等の日から3年を経過する日」とあるのは「独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第2号)の施行日から当該異動の日の3年後の前日までの間」と読み替えるものとする。

第14条 削除

(実施細目)

第15条 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

附 則 (平成27年9月2日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成27年9月2日から施行し、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)の別表第3の規定は平成27年4月1日(以下「切替日」という。)から適用し、別表第4の規定は平成27年4月2日から適用する。

(俸給の切替えに伴う調整措置)

第2条 切替日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を受けて所要の是正を行うことができる。

(非常勤職員の給与額の改定)

第3条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の規則第6

条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第4条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第5条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年3月23日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中独立行政法人国立印刷局職員給与規則第30条の改正規定(同条第4項に係る部分を除く。)及び別表第6の改正規定は、同年3月27日から施行する。

(昇格加算号数に係る経過措置)

第2条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)による昇格加算号数表(イ)及び(ロ)で定める加算号数の欄の号数は、表の加算号数の欄で定める号数を超えない範囲で別に定める。

(この規則の施行に伴う調整措置)

第3条 施行日前において実施した昇格、昇任等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て是正を行うことができる。

(実施細目)

第4条 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

附 則 (平成28年8月30日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成28年8月30日から施行し、平成28年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年9月29日一部改正)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(扶養手当の経過措置)

第2条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第1項ただし書の規定は、適用しない。

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第3項の適用については、「5,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。))にあっては2,500円)、同項第2号の扶養親族については一人につき7,700円」とあるのは、「10,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。))及び俸給表L職員にあっては9,000円)、同項第2号の扶養親族のうち二人までについては一人につき5,200円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち一人については9,000円)、その他の扶養親族については一人につき3,500円」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第3項の適用については、「5,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。))にあっては2,500円)、同項第2号の扶養親族については一人につき7,700円」とあるのは、「8,500円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。))にあっては7,000円、俸給表L職員にあっては6,000円)、同項第2号の扶養親族のうち二人までについては一人につき5,900円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち一人については8,500円)、その他の扶養親族については一人につき5,500円」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第3項の適用については、「5,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。))にあっては2,500円)、同項第2号の扶養親族については一人につき7,700円」とあるのは、「7,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。))にあっては4,500円、俸給表L職員にあっては3,000円)、同項第2号の扶養親族については一人につき6,700円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち一人については8,000円)」とする。

第3条 平成32年3月31日までの間における改正後の給与規則第24条の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年8月30日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成29年8月30日から施行し、平成29年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長

が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (平成30年3月20日一部改正)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月29日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成30年8月29日から施行し、平成30年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (平成31年3月20日一部改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月28日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和元年8月28日から施行し、平成31年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年11月28日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和元年11月28日から施行し、令和元年9月14日から適用する。
(期末手当及び奨励手当の経過措置)

第2条 施行日前に旧公務員法第38条第1号に該当して同法第76条の規定により失職した職員に係る期末手当及び奨励手当の支給については、改正後の給与規則第37条第1項及び第3項、第38条第2号並びに第40条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月17日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

第2条 この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第26条の規定にかかわらず、施行日の前日において改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）第26条の規定により、住居手当の支給を受ける職員（令和2年3月2日から同月31日までの間に新たに改正前の規則第26条の適用となった職員を除く。）のうち、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っているものに対しては、施行日から令和4年3月31日までの間、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める額の住居手当を支給する。

一 施行日から令和3年3月31日までの間 改正前の規則第26条の規定による住居手当の月額に相当する額（以下「旧手当額」という。）

二 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間 改正後の規則第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額が旧手当額から減額となる職員については、旧手当額から減額となる額の2分の1の額を控除した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

（家賃の月額に変更があった場合の旧手当額）

第3条 前条に定める旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の規則第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた前条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃額（以下「旧家賃月額」という。）より高い場合 旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

附 則（令和3年3月18日一部改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月31日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、令和4年8月31日から施行し、令和4年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（非常勤職員の給与額の改定）

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政

法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

（初任給調整手当）

第3条 当分の間、改正後の規則第21条に規定する初任給調整手当は、同条に定める職員のほか、社会一般の情勢及び採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる職員に対し支給する。

（実施細目）

第4条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

（給与の内払）

第5条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年3月28日一部改正）

（施行日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（60歳に達した職員の俸給月額）

第2条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下附則第4条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「給与規則」という。）第5条第1項、第10条第1項及び第13条第1項の規定により当該職員の属する職務の等級並びに同規則第10条第2項、第3項、第13条第2項、第14条及び第15条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

二 国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「公務員法」という。）第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第1項に規定する異動期間（同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

三 国立印刷局職員の定年に関する規則（平成15年規則第50号）第2条に規定する職員

四 公務員法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢調整額）

第4条 公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2条の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給

月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2条の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

第5条 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第2条の規定の適用を受ける職員に限り、前条に規定する職員を除く。）であって、同条の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前条の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

第6条 前2条の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する等級における最高号俸の俸給月額を超える場合における前2条の規定の適用については、附則第4条中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「最高号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

第7条 附則第4条又は附則第5条の規定による俸給を支給される職員以外の附則第2条の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、附則第4条又は附則第5条の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

（管理監督職勤務上限年齢調整額を支給される職員の俸給月額）

第8条 附則第4条、附則第5条又は前条の規定による俸給を支給される職員に対する給与規則第37条第4項（同規則第40条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第37条第4項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第4条、附則第5条又は附則第7条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（適用除外）

第9条 附則第2条から前条までの規定は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（60歳に達した職員の調整加給）

第10条 当分の間、附則第2条の適用を受ける職員に対する調整加給は、給与規則別表第6に規定する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

（暫定再任用職員）

第11条 令和3年改正法附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次条に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）の俸給月額は、俸給表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額とする。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規則第5条及び第47条の規定を適用する。

（暫定再任用短時間勤務職員）

第12条 令和3年改正法附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規則第5条、第6条、第9条第2項、第19条第3項、第27条第2項、第30条第4項、第43条第3項及び第47条の規定を適用する。

(育児短時間勤務職員)

第13条 附則第2条の規定の適用を受ける職員のうち、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の俸給月額、附則第2条の規定により算出される額、給与規則第9条第3項に規定する算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 育児短時間勤務職員に対する附則第10条の規定の適用については、同条に規定する額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(実施細目)

第14条 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

附 則 (令和5年8月30日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和5年8月30日から施行し、令和5年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (令和6年3月11日一部改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

職 群 分 類 基 準 表

職 群 名	適 用 職 務
指 定 職 群	独立行政法人国立印刷局職制規則（平成15年規則第3号）第1条の2から第27条まで、第33条から第40条まで、第50条から第52条まで、第54条、第55条、第57条及び第58条に規定する官職。ただし、他の職群に属する職務を除く。
一 般 職 群	1 事務及び管理的業務を行う職務 2 警備業務を行う職務
技 術 職 群	1 製造に関する技術的業務を行う職務 2 自動車の運転業務を行う職務
工 芸 職 群	図案作成及び原版彫刻等の工芸的業務を行う職務
研 究 職 群	研究所において、理学、工学に関する専門的科学的知識と創意等をもって試験研究及び調査研究の業務並びに研究の補助業務を行う職務
医 療 職 群	診療業務及び健康管理業務を行う医師の職務
看 護 職 群	保健指導又は看護等の業務を行う保健師、看護師及び准看護師の職務

別表第2

等級別標準職務表

職 群	等 級	職 務
指 定 職 群	特 別 等 級	1 本局の特定の部長
		2 本局に置かれる特定の参事
		3 特定の業務運営機関の長
		4 特定の研究所副所長
	1 等 級	1 本局の室長
		2 本局の部長
		3 首席監察官
		4 本局の部の次長
		5 参事
		6 本局の課長
		7 センター長
		8 プロジェクトリーダー
		9 業務運営機関の長
		10 副工場長
		11 研究所副所長
		12 業務運営機関の総務部長
		13 特定の監察官
		14 特定の企画官
		15 本局の特定の総括官
		16 特定の広報官
17 特定の博物館長		
18 本局(研修センターを除く。)の特定のグループリーダー		
19 特定の副センター長		
20 特定の総務室長		
21 業務運営機関の特定の部長(総務部長を除く。)		
22 業務運営機関の特定の部の次長		
23 特定の統括専門官		
24 特定の教官		
25 特定の主管		
2 等 級	1 プロジェクトリーダー(Ⅱ)	
	2 監察官	
	3 企画官	
	4 本局の総括官	
	5 広報官	

	<ul style="list-style-type: none"> 6 博物館長 7 本局（研修センターを除く。）のグループリーダー 8 副センター長 9 総務室長 10 業務運営機関の部長（総務部長を除く。） 11 業務運営機関の部の次長 12 統括専門官 13 教官 14 主管 15 特定の副監察官 16 特定の主任専門官 17 特定のみつまた調達所長 18 研修センターの特定のグループリーダー 19 業務運営機関の特定のグループリーダー 20 業務運営機関の特定の課長 21 業務運営機関の特定の総括官 22 特定の国会分工場長 23 特定の編集分室長 24 特定の調査官
3 等級	<ul style="list-style-type: none"> 1 プロジェクトリーダー（Ⅲ） 2 本局（研修センターを除く。）のグループリーダー（Ⅱ） 3 教官（Ⅱ） 4 副監察官 5 主任専門官 6 みつまた調達所長 7 研修センターのグループリーダー 8 業務運営機関のグループリーダー 9 業務運営機関の課長 10 業務運営機関の総括官 11 国会分工場長 12 編集分室長 13 警備官 14 調査官 15 特定の専門官 16 特定の係長 17 特定の警備専門官 18 困難な業務を処理する官職
4 等級	<ul style="list-style-type: none"> 1 副教官 2 専門官 3 係長

		4 警備専門官 5 調査主事 6 校正官 7 車庫主事 8 特定の副係長 9 特定の設備副専門官 10 特定の警備副専門官 11 特定の副調査主事 12 特定の副校正官 13 特定の車庫長
	5 等級	1 副教官（Ⅱ） 2 副係長 3 設備副専門官 4 警備副専門官 5 副調査主事 6 副校正官 7 車庫長
一般職群	特別等級	1 特定の主査 2 特定の警備主任 3 特定の調査主事補
	特1等級	1 主査 2 警備主任 3 調査主事補 4 1等級に掲げる職務のうち特に高度の知識又は特に長期にわたる経験を必要とする業務
	1 等級	1 専門的知識又は長期の経験を必要とする事務及び管理的業務 2 相当の知識と長期の経験とを必要とする警備員
	2 等級	1 定型的事務及び管理的業務 2 警備員
技術職群	特別等級	1 特定の作業長 2 特定の設計主任 3 特定の保全主任 4 特定の調査主事補 5 特定の校正官補 6 特定の主任運転手
	特1等級	1 作業長 2 設計主任 3 保全主任

		4 調査主事補 5 校正官補 6 主任運転手 7 1等級に掲げる職務のうち特に高度の知識あるいは技術又は特に長期にわたる経験を必要とする業務
	1 等級	1 製造に関する専門的知識又は高度の技術と経験とを必要とする技術的業務 2 高度の技術と経験とを必要とする自動車運転手
	2 等級	1 製造に関する定型的又は技術的業務 2 自動車運転手及び自動車運転助手
工 芸 職 群	特別等級	特定の特別工芸官
	特 1 等級	1 特別工芸官 2 特定の上席工芸官
	1 等級	1 上席工芸官 2 特定の工芸官
	2 等級	1 工芸官 2 特定の工芸官補
	3 等級	1 工芸官補 2 相当の工芸的知識と技能とを必要とする業務
	4 等級	1 工芸的知識と技能とを必要とする定型的な業務 2 工芸に関する知識及び技能の研修生
研 究 職 群	特別等級	首席研究員
	特 1 等級	1 上席研究員 2 統括研究員
	1 等級	1 統括研究員（Ⅱ） 2 主任研究員
	2 等級	1 副主任研究員 2 特定の研究員
	3 等級	1 研究員 2 特定の研究員Ⅱ
	4 等級	研究員Ⅱ
	5 等級	専門的知識を必要とする試験及び研究の業務並びに長期の経験を必要とする研究の補助業務
	6 等級	専門的・基礎的知識を必要とする試験及び研究の業務並びに試験及び研究の補助業務
医 療 職 群	1 等級	特定の診療所長
	2 等級	1 診療所長 2 医長 3 相当の知識経験を必要とする医師

	3 等 級	医師
看 護 職 群	1 等 級	1 看護主事 2 特定の主任保健師 3 特定の主任看護師
	2 等 級	1 主任保健師 2 主任看護師 3 相当の知識と経験とを必要とする業務を行う保健師及び看護師 4 相当の知識と経験とを必要とする業務を行う准看護師
	3 等 級	1 保健師及び看護師 2 准看護師

別表第3

俸給表

その1 俸給表Bから俸給表Lまで

区分	号俸	俸給表B	俸給表C	俸給表D	俸給表E	俸給表F	俸給表G	俸給表H	俸給表I	俸給表J	俸給表K	俸給表L
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	169,100	169,100	214,000	208,600	246,500	270,900	251,200	349,700	422,900	459,200	526,100
	2	170,300	170,300	215,200	210,000	248,000	272,800	253,100	351,800	424,900	460,900	527,900
	3	171,500	171,500	216,400	211,400	249,600	274,700	255,000	353,900	426,800	462,600	529,700
	4	172,700	172,700	217,700	212,800	251,200	276,600	256,900	356,000	428,700	464,200	531,500
	5	172,800	172,800	219,000	214,200	252,800	278,500	258,800	358,100	430,600	465,800	533,200
	6	174,000	174,000	220,200	215,600	254,400	280,400	260,700	360,200	432,400	467,400	534,900
	7	175,100	175,100	221,400	217,000	256,000	282,300	262,700	362,300	434,100	469,000	536,600
	8	176,300	176,300	222,700	218,400	257,600	284,200	264,600	364,400	435,800	470,600	538,200
	9	177,400	177,400	224,000	219,800	259,200	286,100	266,500	366,400	437,500	472,100	539,800
	10	178,600	178,600	225,200	221,200	260,800	288,000	268,400	368,400	439,100	473,600	541,400
	11	179,700	179,700	226,400	222,700	262,400	289,900	270,400	370,400	440,700	475,100	543,000
	12	180,900	180,900	227,700	224,200	264,000	291,900	272,300	372,400	442,300	476,500	544,600
	13	182,100	182,100	229,000	225,700	265,600	293,800	274,300	374,400	443,900	477,900	546,100
	14	183,300	183,300	230,200	227,200	267,300	295,800	276,200	376,400	445,400	479,300	547,600
	15	184,600	184,600	231,400	228,800	269,000	297,700	278,200	378,400	446,900	480,700	549,100
	16	186,000	186,000	232,700	230,400	270,700	299,700	280,100	380,300	448,400	482,000	550,600
	17	187,300	187,300	234,000	231,900	272,400	301,600	282,100	382,200	449,900	483,300	552,000
	18	188,600	188,600	235,200	233,400	274,100	303,600	284,000	384,100	451,400	484,600	553,400
	19	189,900	189,900	236,400	235,000	275,800	305,500	286,000	386,000	452,800	485,900	554,800
	20	191,300	191,300	237,700	236,600	277,500	307,500	287,900	387,800	454,100	487,100	556,200
	21	192,700	192,700	239,000	238,200	279,300	309,400	289,900	389,600	455,500	488,300	557,500
	22	194,100	194,100	240,200	239,800	281,000	311,400	291,800	391,400	456,900	489,500	558,800
	23	195,500	195,500	241,500	241,500	282,800	313,300	293,800	393,200	458,200	490,700	560,100
	24	196,900	196,900	242,800	243,100	284,500	315,300	295,700	394,900	459,500	491,800	561,400
	25	198,300	198,300	244,200	244,700	286,300	317,200	297,700	396,600	460,700	493,000	562,700
	26	199,800	199,800	245,600	246,300	288,000	319,200	299,600	398,300	461,900	494,200	563,900
	27	201,200	201,200	247,000	248,000	289,800	321,200	301,600	400,000	463,100	495,400	565,100
	28	202,600	202,600	248,400	249,700	291,500	323,200	303,500	401,600	464,300	496,500	566,300
	29	204,000	204,000	249,800	251,300	293,300	325,200	305,500	403,200	465,400	497,600	567,500
	30	205,500	205,500	251,300	252,900	295,000	327,200	307,400	404,800	466,500	498,600	568,600
	31	206,900	206,900	252,800	254,600	296,700	329,200	309,400	406,400	467,600	499,600	569,700
	32	208,300	208,300	254,300	256,300	298,300	331,200	311,300	407,900	468,600	500,700	570,800
	33	209,700	209,700	255,800	257,900	300,000	333,200	313,300	409,400	469,600	501,700	571,800
	34	211,200	211,200	257,300	259,500	301,600	335,200	315,200	410,900	470,600	502,700	572,800
	35	212,600	212,600	258,800	261,100	303,200	337,200	317,200	412,400	471,500	503,700	573,800
	36	214,000	214,000	260,300	262,800	304,700	339,200	319,200	413,800	472,400	504,700	574,800
	37	215,200	215,200	261,800	264,400	306,300	341,200	321,200	415,200	473,300	505,700	575,800
	38	216,400	216,400	263,300	266,000	307,900	343,200	323,200	416,600	474,100	506,700	
	39	217,700	217,700	264,800	267,600	309,400	345,200	325,200	418,000	475,000	507,700	
	40	219,000	219,000	266,200	269,200	310,900	347,100	327,200	419,300	475,800	508,700	
	41	220,200	220,200	267,600	270,800	312,400	349,100	329,200	420,600	476,600	509,700	
	42	221,400	221,400	269,100	272,400	313,900	351,000	331,200	421,900	477,400	510,700	
	43	222,700	222,700	270,600	274,000	315,300	352,900	333,200	423,200	478,200	511,700	
	44	224,000	224,000	272,000	275,700	316,700	354,800	335,200	424,500	479,000	512,600	
	45	225,200	225,200	273,500	277,300	318,100	356,700	337,200	425,700	479,700	513,500	
	46	226,400	226,400	275,000	278,900	319,500	358,500	339,200	427,000	480,400	514,400	
	47	227,700	227,700	276,400	280,500	320,900	360,300	341,200	428,200	481,100	515,300	
	48	229,000	229,000	277,800	282,100	322,300	362,100	343,200	429,400	481,700	516,200	
	49	230,200	230,200	279,300	283,700	323,600	363,900	345,200	430,500	482,300	517,000	
	50	231,400	231,400	280,800	285,300	324,900	365,600	347,200	431,600	482,900	517,800	
	51	232,700	232,700	282,200	286,900	326,200	367,300	349,200	432,700	483,400	518,600	
	52	234,000	234,000	283,600	288,500	327,500	369,000	351,200	433,800	483,900	519,400	
	53	235,200	235,200	285,100	290,100	328,900	370,700	353,100	434,800	484,400	520,100	
	54	236,400	236,400	286,600	291,700	330,200	372,300	355,000	435,800	484,900	520,800	
	55	237,700	237,700	288,000	293,200	331,500	373,900	356,900	436,800	485,300	521,500	
	56	239,000	239,000	289,400	294,800	332,800	375,600	358,800	437,800	485,700	522,200	
	57	240,200	240,200	290,800	296,400	334,100	377,200	360,600	438,800	486,100	522,800	
	58	241,500	241,500	292,300	297,900	335,400	378,800	362,400	439,800	486,500	523,400	
	59	242,800	242,800	293,700	299,400	336,700	380,300	364,200	440,800	486,900	524,000	
	60	244,200	244,200	295,100	300,900	338,000	381,800	366,000	441,700	487,300	524,600	
	61	245,600	245,600	296,500	302,400	339,300	383,300	367,700	442,600	487,700	525,100	
	62	247,000	247,000	298,000	303,800	340,600	384,700	369,400	443,600	488,100	525,600	
	63	248,400	248,400	299,400	305,200	341,800	386,100	371,100	444,600	488,500	526,200	
	64	249,800	249,800	300,800	306,600	343,100	387,400	372,700	445,500	488,900	526,700	
	65	251,300	251,300	302,200	308,000	344,300	388,700	374,300	446,400	489,300	527,200	
	66	252,800	252,800	303,600	309,300	345,500	390,000	375,900	447,400	489,700	527,700	
	67	254,300	254,300	305,000	310,600	346,700	391,300	377,500	448,400	490,100	528,200	
	68	255,800	255,800	306,400	311,900	347,900	392,500	379,100	449,300	490,500	528,600	
	69	257,300	257,300	307,700	313,200	349,000	393,600	380,700	450,200	490,900	529,100	
	70	258,800	258,800	309,100	314,400	350,200	394,700	382,200	451,200	491,300	529,600	
	71	260,300	260,300	310,500	315,600	351,400	395,800	383,700	452,200	491,700	530,100	
	72	261,800	261,800	311,800	316,800	352,600	396,900	385,200	453,100	492,100	530,600	

73	263,300	263,300	313,100	318,000	353,700	398,000	386,600	454,000	492,500	531,100		
74	264,800	264,800	314,500	319,100	354,800	399,100	388,000	454,900	492,900	531,600		
75	266,200	266,200	315,900	320,200	355,900	400,200	389,300	455,800	493,300	532,100		
76	267,600	267,600	317,200	321,300	357,000	401,300	390,600	456,700	493,700	532,600		
77	268,700	269,100	318,500	322,400	358,100	402,300	391,900	457,600	494,100	533,100		
78	270,000	270,600	319,800	323,500	359,200	403,400	393,200	458,500	494,500	533,600		
79	271,200	272,000	321,000	324,600	360,300	404,400	394,500	459,300	494,900	534,100		
80	272,400	273,300	322,300	325,700	361,400	405,500	395,800	460,100	495,300	534,600		
81	273,500	274,700	323,500	326,800	362,500	406,500	397,100	460,900	495,700	535,100		
82	274,600	276,000	324,800	327,900	363,600	407,600	398,300	461,700				
83	275,600	277,300	325,900	328,900	364,600	408,600	399,500	462,400				
84	276,600	278,600	327,100	330,000	365,700	409,700	400,600	463,100				
85	277,500	279,900	328,300	331,100	366,800	410,700	401,700	463,800				
86	278,400	281,100	329,500	332,100	367,900	411,800	402,800	464,500				
87	279,300	282,300	330,600	333,100	368,900	412,800	403,900	465,100				
88	280,100	283,500	331,700	334,100	370,000	413,800	405,000	465,700				
89	280,900	284,700	332,800	335,100	371,000	414,700	406,100	466,300				
90	281,700	285,800	333,900	336,000	372,100	415,800	407,100	466,900				
91	282,400	286,900	334,900	337,000	373,100	416,800	408,200	467,400				
92	283,100	288,000	336,000	338,000	374,200	417,800	409,200	467,900				
93	283,800	289,100	337,000	339,000	375,200	418,700	410,300	468,400				
94	284,500	290,100	338,000	339,900	376,200	419,700	411,300	468,900				
95	285,200	291,100	338,900	340,900	377,200	420,600	412,400	469,300				
96	285,900	292,100	340,000	341,900	378,200	421,600	413,400	469,700				
97		293,000	341,000	342,900	379,200	422,500	414,500	470,100				
98		293,900	342,000	343,800	380,200	423,400	415,500	470,500				
99		294,800	342,900	344,800	381,200	424,300	416,600	470,900				
100		295,600	343,900	345,800	382,200	425,200	417,600	471,300				
101		296,400	344,900	346,800	383,200	426,100	418,700	471,700				
102		297,200	345,900	347,700	384,200	427,000	419,700	472,100				
103		297,900	346,800	348,700	385,200	427,900	420,800	472,500				
104		298,600	347,800	349,700	386,200	428,800	421,800	472,900				
105		299,300	348,800	350,700	387,200	429,700	422,800	473,300				
106		300,000	349,800	351,600	388,200	430,500	423,800	473,700				
107		300,700	350,700	352,600	389,200	431,300	424,800	474,100				
108		301,400	351,700	353,600	390,100	432,100	425,800	474,500				
109		302,100	352,700	354,600	391,000	432,900	426,800	474,900				
110		302,700	353,700	355,500	392,000	433,700	427,800	475,200				
111		303,400	354,600	356,500	393,000	434,500	428,700	475,600				
112		304,100	355,600	357,500	393,900	435,300	429,500	476,000				
113		304,800	356,500	358,500	394,900	436,100	430,400	476,400				
114			357,400	359,400	395,900	436,900	431,300					
115			358,300	360,400	396,900	437,700	432,200					
116			359,200	361,300	397,700	438,500	433,000					
117			360,100	362,200	398,600	439,300	433,800					
118			360,900	363,100	399,500	440,100	434,600					
119			361,800	364,000	400,400	440,900	435,400					
120			362,700	364,900	401,200	441,700	436,100					
121			363,600	365,800	402,100	442,400	436,800					
122			364,400	366,600	402,900	443,100	437,500					
123			365,200	367,400	403,700	443,800	438,200					
124			366,100	368,200	404,400	444,500	438,900					
125			367,000	369,000	405,200	445,200	439,600					
126			367,800	369,800	406,000	445,900	440,300					
127			368,600	370,500	406,700	446,600	441,000					
128			369,400	371,300	407,300	447,300	441,700					
129			370,200	371,900	408,000	448,000	442,400					
130			370,900	372,600	408,700	448,700	443,100					
131			371,600	373,200	409,300	449,300	443,800					
132			372,300	373,800	409,900	449,900	444,500					
133			373,000	374,400	410,500	450,500	445,200					
134			373,700	375,000	411,100	451,100						
135			374,400	375,600	411,700	451,700						
136			375,100	376,200	412,300	452,300						
137			375,800	376,900	412,900	452,900						
138			376,500	377,600	413,500	453,500						
139			377,200	378,300	414,100	454,100						
140			377,900	379,000	414,700	454,700						
141			378,600	379,700	415,300	455,300						
142						455,900						
143						456,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	188,000	197,400	206,800	216,200	216,200	265,200	265,200	287,400	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める

備 考

- 1 俸給表Bは、一般職群2等級、技能(-)職群2等級及び研究職群6等級に格付けされる職員に適用する。
- 2 俸給表Cは、一般職群1等級、技能(-)職群1等級、工芸職群4等級及び研究職群5等級に格付けされる職員に適用する。

- 3 俸給表Dは、一般職群特1等級、技能(一)職群特1等級及び研究職群4等級に格付けされる職員に適用する。
 4 俸給表Eは、工芸職群3等級に格付けされる職員に適用する。
 5 俸給表Fは、指定職群5等級、一般職群特別等級、技能(一)職群特別等級及び研究職群3等級に格付けされる職員に適用する。
 6 俸給表Gは、指定職群4等級及び研究職群2等級に格付けされる職員に適用する。
 7 俸給表Hは、工芸職群2等級に格付けされる職員に適用する。
 8 俸給表Iは、指定職群3等級、工芸職群1等級及び研究職群1等級に格付けされる職員に適用する。
 9 俸給表Jは、指定職群2等級、工芸職群特1等級及び研究職群特1等級に格付けされる職員に適用する。
 10 俸給表Kは、指定職群1等級、工芸職群特別等級及び研究職群特別等級に格付けされる職員に適用する。
 11 俸給表Lは、指定職群特別等級に格付けされる職員に適用する。

その2 その他の俸給表

区分	号俸	俸給表M	俸給表N	俸給表O	俸給表R	俸給表S	俸給表T
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	330,300	380,800	460,000	179,500	232,300	297,800
	2	331,900	382,700	462,200	180,900	233,700	299,600
	3	333,600	384,600	464,400	182,300	235,200	301,400
	4	335,300	386,500	466,600	183,700	236,600	303,200
	5	337,000	388,400	468,700	185,100	238,100	305,000
	6	338,700	390,400	470,900	186,500	239,500	306,800
	7	340,400	392,300	473,000	187,900	241,000	308,600
	8	342,100	394,300	475,200	189,300	242,500	310,400
	9	343,800	396,200	477,300	190,700	244,000	312,200
	10	345,600	398,200	479,400	192,100	245,400	314,000
	11	347,300	400,100	481,500	193,500	246,900	315,800
	12	349,100	402,100	483,700	195,000	248,400	317,600
	13	350,800	404,000	485,800	196,500	249,900	319,400
	14	352,600	406,000	487,900	198,000	251,300	321,200
	15	354,400	407,900	490,000	199,500	252,800	323,000
	16	356,200	409,900	492,100	201,000	254,300	324,900
	17	358,000	411,800	494,200	202,500	255,800	326,800
	18	359,800	413,800	496,300	204,000	257,300	328,600
	19	361,700	415,700	498,400	205,500	258,800	330,400
	20	363,500	417,700	500,500	207,000	260,300	332,200
	21	365,400	419,600	502,500	208,500	261,900	334,100
	22	367,200	421,600	504,500	210,000	263,500	335,900
	23	369,100	423,500	506,500	211,500	265,000	337,700
	24	370,900	425,500	508,600	212,900	266,500	339,500
	25	372,800	427,400	510,600	214,300	268,100	341,300
	26	374,700	429,400	512,600	215,700	269,700	343,100
	27	376,600	431,400	514,600	217,200	271,300	344,900
	28	378,500	433,400	516,600	218,600	272,900	346,600
	29	380,400	435,300	518,600	220,000	274,500	348,400
	30	382,300	437,300	520,600	221,400	276,100	350,200
	31	384,200	439,300	522,500	222,900	277,700	351,900
	32	386,100	441,300	524,400	224,300	279,300	353,600
	33	388,000	443,200	526,300	225,700	280,900	355,300
	34	389,900	445,200	528,200	227,100	282,500	357,000
	35	391,800	447,200	530,100	228,600	284,100	358,700
	36	393,700	449,200	531,900	230,000	285,700	360,400
	37	395,700	451,100	533,700	231,400	287,300	362,100
	38	397,600	453,100	535,500	232,800	288,900	363,800
	39	399,500	455,100	537,300	234,300	290,500	365,500
	40	401,400	457,000	539,000	235,700	292,100	367,200
	41	403,400	458,900	540,700	237,100	293,700	368,800
	42	405,300	460,900	542,400	238,500	295,300	370,500
	43	407,200	462,900	544,100	240,000	296,900	372,100
	44	409,100	464,800	545,700	241,400	298,500	373,700
	45	411,100	466,700	547,300	242,800	300,000	375,300
	46	413,000	468,700	548,900	244,200	301,600	376,900
	47	414,900	470,600	550,500	245,700	303,100	378,500
	48	416,900	472,500	552,100	247,100	304,700	380,100
	49	418,800	474,400	553,700	248,500	306,300	381,600
	50	420,700	476,300	555,300	249,900	307,900	383,100
	51	422,600	478,200	556,900	251,400	309,400	384,700
	52	424,500	480,000	558,500	252,800	310,900	386,300
	53	426,400	481,900	560,100	254,200	312,400	387,800
	54	428,300	483,700	561,700	255,600	313,900	389,300
	55	430,100	485,500	563,300	257,100	315,300	390,800
	56	432,000	487,300	564,900	258,500	316,700	392,300
	57	433,800	489,200	566,500	259,900	318,100	393,700
	58	435,600	491,000	568,000	261,300	319,500	395,100
	59	437,300	492,800	569,600	262,800	320,800	396,500
	60	439,100	494,600	571,200	264,200	322,100	397,900

61	440,900	496,400	572,800	265,600	323,400	399,200
62	442,600	498,100	574,300	267,000	324,700	400,500
63	444,300	499,800	575,900	268,500	325,900	401,800
64	446,000	501,600	577,500	269,900	327,100	403,100
65	447,700	503,300	579,100	271,300	328,300	404,300
66	449,300	505,000	580,600	272,700	329,500	405,500
67	450,900	506,700	582,200	274,200	330,600	406,700
68	452,500	508,400	583,800	275,600	331,700	407,900
69	454,100	510,100	585,400	277,000	332,800	409,000
70	455,700	511,800	586,900	278,400	333,900	410,100
71	457,200	513,500	588,500	279,900	335,000	411,200
72	458,700	515,100	590,000	281,300	336,100	412,300
73	460,200	516,700	591,600	282,700	337,200	413,400
74	461,700	518,400	593,100	284,100	338,300	414,500
75	463,100	520,100	594,700	285,500	339,400	415,600
76	464,500	521,700	596,200	286,900	340,400	416,700
77	465,900	523,300	597,700	288,200	341,400	417,800
78	467,300	524,900	599,200	289,500	342,400	418,900
79	468,600	526,500	600,800	290,800	343,500	420,000
80	469,900	528,000	602,300	292,100	344,500	421,100
81	471,200	529,500	603,800	293,300	345,500	422,200
82	472,500	531,100	605,300	294,500	346,500	423,300
83	473,700	532,700	606,800	295,700	347,500	424,400
84	474,900	534,200	608,300	296,900	348,500	425,500
85	476,100	535,700	609,800	298,000	349,500	426,600
86		537,300	611,300	299,100	350,400	427,700
87		538,900	612,800	300,200	351,400	428,800
88		540,400	614,200	301,300	352,300	429,800
89		541,900	615,600	302,300	353,300	430,900
90		543,400	617,000	303,300	354,200	432,000
91		544,900	618,400	304,300	355,200	433,100
92		546,400	619,700	305,300	356,100	434,100
93		547,900	621,000	306,300	357,100	435,200
94		549,300		307,200	358,000	436,300
95		550,700		308,100	359,000	437,400
96		552,100		309,000	359,900	438,400
97		553,500		309,900	360,800	439,400
98		554,900		310,800	361,700	440,500
99		556,300		311,700	362,700	441,600
100		557,700		312,600	363,600	442,600
101		559,000		313,500	364,500	443,600
102		560,300		314,400	365,300	444,600
103		561,600		315,300	366,200	445,600
104		562,900		316,100	367,100	446,600
105		564,100		317,000	368,000	447,600
106		565,300		317,900	368,800	448,500
107		566,500		318,800	369,700	449,400
108		567,700		319,600	370,600	450,300
109		568,800		320,400	371,500	451,100
110		569,900			372,300	451,900
111		571,000			373,200	452,700
112		572,100			374,100	453,500
113		573,100			375,000	454,300
114					375,800	
115					376,700	
116					377,600	
117					378,500	
118					379,300	
119					380,200	
120					381,100	
121					382,000	
122					382,800	
123					383,600	
124					384,500	
125					385,400	
126					386,200	
127					387,000	
128					387,900	
129					388,800	
130					389,700	
131					390,500	
132					391,400	
133					392,300	
134					393,100	
135					393,900	
136					394,800	

	137					395,700	
	138					396,500	
	139					397,300	
	140					398,100	
	141					398,900	
	142					399,700	
	143					400,400	
	144					401,100	
	145					401,800	
	146					402,500	
	147					403,200	
	148					403,900	
	149					404,600	
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		別に定める	別に定める	別に定める	235,300	263,400	267,100

備考

- 1 俸給表Mは、医療職群3等級に格付けされる職員に適用する。
- 2 俸給表Nは、医療職群2等級に格付けされる職員に適用する。
- 3 俸給表Oは、医療職群1等級に格付けされる職員に適用する。
- 4 俸給表Rは、看護職群3等級に格付けされる職員に適用する。
- 5 俸給表Sは、看護職群2等級に格付けされる職員に適用する。
- 6 俸給表Tは、看護職群1等級に格付けされる職員に適用する。

別表第4

昇格加算号数表（イ）

職 群	昇格前の 等 級	昇格後の 等 級	適 用	加算 号数
一 般 職 群 技 術 職 群	2 等 級	1 等 級		4 号
	2 等 級	特 1 等 級		7 号
	1 等 級	特 1 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
	1 等 級	特 1 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
	特 1 等 級	特別等級		4 号
工 芸 職 群	4 等 級	3 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
研 究 職 群	6 等 級	5 等 級		4 号
	6 等 級	4 等 級		7 号
	5 等 級	4 等 級		1 2 号
	4 等 級	3 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
	4 等 級	3 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
	3 等 級	2 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
指 定 職 群	5 等 級	4 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
医 療 職 群	3 等 級	2 等 級		7 号
	2 等 級	1 等 級		7 号
看 護 職 群	3 等 級	2 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
その他の昇格				8 号

別表第5

昇格加算号数表（ロ）

適用区分	加算号数
一般職群又は技術職群の1等級から特1等級に昇任を伴わないで昇格した者を、特1等級に属する職務に昇任させる場合	8号
工芸職群4等級から3等級に昇任を伴わないで昇格した者を、3等級に属する職務に昇任させる場合	4号
研究職群4等級から3等級に昇任を伴わないで昇格した者を、3等級に属する職務に昇任させる場合	8号
研究職群3等級から2等級に昇任を伴わないで昇格した者を、2等級に属する職務に昇任させる場合	4号
指定職群5等級から4等級に昇任を伴わないで昇格した者を、4等級に属する職務に昇任させる場合	4号
一般職群又は技術職群の特1等級から指定職群5等級に属する職務に昇任させる場合	12号
一般職群又は技術職群の特別等級から指定職群5等級に属する職務に昇任させる場合	8号
看護職群3等級から2等級に昇任を伴わないで昇格した者を、2等級に属する職務に昇任させる場合	4号

別表第6

調 整 加 給 表

適 用 職 員		職群及び等級等の区分	金 額
製 紙 担 当 課 長		指定職群	31,000円
製 紙 連 続 作 業 員		指定職群、技術職群	31,000円
製 紙 交 替 作 業 員		指定職群、技術職群	15,000円
印 刷 交 替 作 業 員		指定職群、技術職群	13,000円
連続稼働作業員(印刷作業を除く。)		指定職群、技術職群	5,500円
" (印刷作業に限る。)		指定職群、技術職群	3,500円
警 備 職 員		指定職群、一般職群	11,500円
研 究 職 員		研究職群	7,200円
医 師	診 療 所 長	医療職群 1等級、2等級	54,000円
	医 長	医療職群 2等級	
	医 師	医療職群 2等級、3等級	49,000円
行 政 機 関 併 任 職 員		指定職群 3等級	26,400円
		指定職群 4等級	12,600円
		指定職群 5等級	6,400円
		一般職群 特別等級、特1等級	
		一般職群 1等級、2等級	

備 考

- 1 製紙担当課長とは、小田原工場及び岡山工場に勤務して、製紙作業関係の交替制勤務を行う課長として発令された者をいう。
- 2 製紙連続作業員とは、小田原工場及び岡山工場に勤務して、調製、抄造、電気、蒸気、用水及び環境整備(小田原工場を除く。)の作業において正規の勤務時間により3交替で勤務する者として発令された者をいう。
- 3 製紙交替作業員とは、小田原工場及び岡山工場に勤務して、製紙に係る準備作業において正規の勤務時間により2交替で勤務する者として発令された者をいう。
- 4 印刷交替作業員とは、東京工場、王子工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場に勤務して、印刷(これに係る品質管理業務を含む。)、貼付、整備、仕上及び動力の作業において正規の勤務時間により2交替で勤務する者として発令された者をいう。
- 5 連続稼働作業員とは、印刷及び仕上作業に従事する者で、機械の連続稼働を恒常的に行う勤務体制にある者として発令された者をいう。
- 6 警備職員とは、交替制勤務を行う警備員として発令された者をいう。
- 7 研究職員とは、研究所に勤務して、研究の業務を行う者として発令された者をいう。
- 8 行政機関併任職員とは、国の行政機関の内部部局に勤務する者として併任発令された者をいう。

別表第7

期末手当支給割合表

在職期間	割 合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30